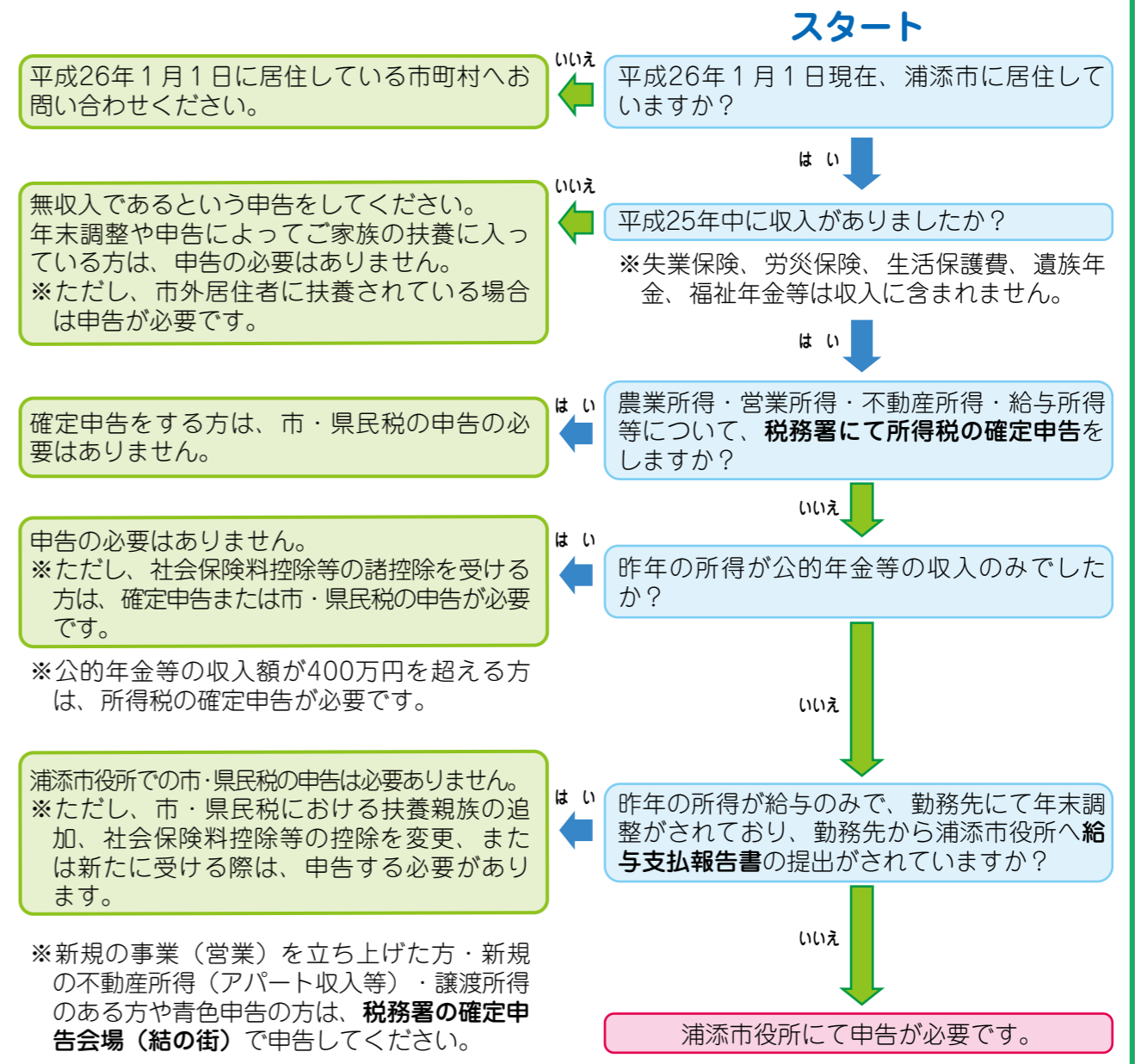


No.31 市税だより

問い合わせ ☎ 876-1234

- 個人および法人市民税、軽自動車税等の賦課に関すること・・・市民税課 内線 (2211~2217)
- 固定資産税(土地、家屋および償却資産)の賦課に関すること・・・資産税課 内線 (2261~2265)
- 市税の徴収や納税相談等に関すること・・・納税課 内線 (2315・2318)

あなたは市・県民税の申告が必要ですか？ フローチャートで確認してみよう！



2月17日(月)から平成26年度市・県民税および国民健康保険税申告受付が始まります！

申告受付期間・場所

期間 2月17日(月)～3月17日(月)
(土日除く)

場所 浦添市役所 9階

受付時間 午前9時～午前11時30分
午後1時～午後4時30分

※3月9日(日)・16日(日)は休日受付を行います。

地区別受付日を設けています！
各地区の受付日は申告書の封筒または、市ホームページでご確認ください。

○3月17日を過ぎますと、新年度の課税準備のため申告受付を停止します。
次回の市・県民税申告は、6月2日(月)から受付再開となります。

申告に必要な書類

①申告書(送付されていない場合は、市民税課窓口または申告会場で配布)
②印かん(認印可)
③平成25年中の収入・経費を証明するもの(給与や年金の源泉徴収票、給与証明書、事業者の収入支出帳簿、経費の領収書等)

④諸控除を受ける際の書類
ア 社会保険料の領収書または支払証明書
イ 生命保険料・地震保険料の控除証明書
ウ 医療費の領収書

(ア)ウの3点は、平成25年中に支払ったものが対象)
・障害者手帳、学生証
・障害者控除対象者認定書(65歳以上で要介護の認定を受けている方。介護保険課で発行)
・その他内容を確認する際、必要と思われるもの

①申告書は自主記載が原則です。申告がスムーズに行えるよう、事前の記入、証明書等の整理にご協力お願いします。

市・県民税の申告をこなすコツ

- 所得証明書等の発行ができない！(市・県営住宅の入居・更新、就学援助、児童手当、保育所入所などの手続きに支障をきたします)
- 国民健康保険税、高額療養費の自己負担額の軽減措置が受けられない！
- 国民年金の免除申請および各種福祉手当の受給手続きができない！

など、必要な市民サービスが受けられなくなる場合があります。
市民の皆さまの協力をお願いします。

平成26年適用の税制改正事項について

①市・県民税均等割の標準税率が引き上げられます。
全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税(市・県民税)の均等割の標準税率が引き上げられることになりました。

適用期間	平成26年度から35年度までの10年間
現行	3千円 ↓ 3千500円
改正後	1千円 ↓ 1千500円

②平成26年1月1日から、**記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。**
対象者 事業所得、不動産所得または山林所得のある全ての方(所得税がかららない方も対象)

記帳する内容 売り上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項

帳簿等の保存期間 ・収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)：7年
・業務に関して作成または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類：5年

「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」の申請にかかる市・県民税申告について

1. 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)とは？
4月から消費税率が8%へ引き上げられるため、所得の低い方々へ臨時的な措置として、給付金を支給する予定です。

2. 給付対象者
平成26年度市民税(均等割)が課税されない方
※ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合、または生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外です。
注意! 未申告者は、給付金支給手続きができませんので、上記期間内に申告をお願いします！(申請・給付時期未定)

確定申告会場について

北那覇税務署 877-11324
北那覇税務署の平成25年分の確定申告会場は次のとおりです。早めの申告・納税にご協力ください。

場所 浦添市産業振興センター・結の街
受付期間 2月17日(月)～3月17日(月)の月・金曜日
時間 午前9時～午後4時
※会場の混み具合によって受付終了時間が早まる場合があります。

※会場駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。